

入札参加資格審査申請書変更届の取扱いに関する基準

大館市が入札参加資格を認定する有資格業者に関して、入札参加資格の有効期間中にその申請内容に変更等が生じた場合における当該変更等及び当該変更等に係る届出に関する取扱いについては、以下のとおりとする。

(変更届の提出)

第1条 有資格業者は大館市入札参加資格に関する要綱(平成19年4月1日。以下「資格要綱」という。)第9条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、その事由ごとに次に掲げる書類を添えて、速やかに入札参加資格審査申請書変更届(以下「変更届」という。)を大館市長に提出しなければならない。

変更事由	添付書類
個人事業主の死亡	新しく個人事業主を定め、事業を継続する場合 新たな個人事業主に係る身分証明書及び戸籍謄本 (これらの書類の写しも可とする。以下すべての添付書類について同じ。) 個人事業主の死亡に伴い事業を廃業する場合 廃業届
法人の合併、破産その他の理由による消滅又は解散	現在事項証明書又は履歴事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)及び廃業届
廃業(個人、法人を問わない。)	登記事項証明書(法人のみ)及び廃業届
資格要綱第3条第1項各号の基準を満たさなくなった場合	なし(ただし、変更届に当該満たさなくなった基準について具体的に記載させること。)
合併、分割及び営業譲渡による組織変更	会社合併等に伴う入札参加資格の再審査等に関する要領で規定する書類及びその他必要な書類
営業形態等の変更	個人事業から法人への変更の場合 個人事業に係る廃業届及び登記事項証明書 法人形態の変更の場合(有限会社から株式会社への変更等) 登記事項証明書
法令上必要な資格等に関する変更・更新(主たる営業所に関するもの、従たる営業所に関するものの別を問わない。)	当該資格等に係る証明書等(建設工事の場合、必要に応じて「建設業許可申請書別表」及び「専任技術者証明書」を添付させること。)

入札参加資格の全部又は一部の辞退	なし（ただし、入札参加資格の一部辞退の場合には、変更届に辞退する入札参加資格（業務種別及び登録項目等）を具体的に記載させること。）
主たる営業所の所在地	個人の場合 なし 法人の場合 登記事項証明書
主たる営業所又は従たる営業所の電話番号・ファクシミリ番号	なし
商号又は名称	個人の場合 なし 法人の場合 登記事項証明書
主たる営業所の代表者（個人の場合はその者の氏名）	個人の場合 新たな事業主に係る身分証明書及び戸籍謄本 法人の場合 登記事項証明書（必要に応じ「委任状（主たる営業所代表者から従たる営業所代表者への入札・契約等の権限を委任する内容のもの。以下同じ。）」を添付させること。）。単なる「役職名の変更」の場合は委任状のみ添付。
主たる営業所から入札・契約等の権限を委任されている者（受任者）の氏名	委任状（受任者が登記されている場合は「登記事項証明書」についても添付させること。）。単なる「役職名の変更」の場合は委任状のみ添付。
従たる営業所の名称、所在地	登記事項証明書（当該従たる営業所の長が主たる営業所の代表者から入札・契約等の権限を委任されている営業所（以下「受任機関」という。）である場合は「委任状」を添付させること。）
従たる営業所の新設	委任状（当該従たる営業所が受任機関となる場合）、登記事項証明書（当該従たる営業所を登記する場合）及び登録営業所等調書（必要な場合）。また、建設工事の場合、「建設業許可申請書別表」及び「専任技術者証明書」を添付させること。
従たる営業所の廃止	なし

2 前項に掲げるほか、建設工事に係る有資格業者にあつては、入札参加資格の有効期間中に建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書を受けたときは、速やかに当該総合評定値通知書を市長に提出しなければならない。

（契約の承継手続が必要な変更）

第2条 大館市と契約締結した者が契約期間中に会社合併又は分割若しくは事業譲渡をしたときは、別に定める基準により当該契約の承継手続を行わなければならない。

（地理的条件に影響を及ぼす変更届の取扱い）

第3条 第1条第1項表中に掲げる変更事由のうち、主たる営業所又は従たる営業所の所在地の変更、及び従たる営業所の新設（以下これらを併せて「所在地変更等」という。）により、主たる営業所又は従たる営業所の所在地が、秋田県外から秋田県内に変更される場合（大館市内に変更される場合を含む。）においては、大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱（平成19年4月1日）第5条第4号に規定する「発注に係る指名業者等の決定にあたって考慮すべき地理的条件」に影響を及ぼすものと認め、当該所在地変更を行う有資格業者の入札参加資格を次のとおり取り扱うものとする。

当該所在地変更等に係る変更届が、定期審査から追加審査までの間に提出された場合は、当該変更の効果は、追加審査の結果作成される有資格業者登録名簿が有効となる日から発生するものとする。この場合において、市長は、当該所在地変更等に係る変更届を提出した有資格業者に対して、必要に応じて追加資料の提出を求め、又は、追加審査の受付期間中に当該所在地変更等に係る書類の提出を別途求めることができる。

当該所在地変更等に係る変更届が、追加審査から次期の定期審査までの間に提出された場合は、当該変更の効果は発生しないものとする。

（登録内容の追加）

第4条 有資格業者は、当該入札参加資格に係る業務種別及び登録項目の追加を行う場合には、資格要綱第9条第3項の規定に基づき、追加審査の受付期間中に、当該追加しようとする業務種別及び登録項目についてあらかじめ入札参加資格の審査を申請しなければならない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。